

龍郷町水道事業

令和7年度水質検査計画書



「安全な水道水を安定して送り続けるために」を基本理念とし、次のとおり令和7年度の龍郷町水質検査計画書を作成しました。

1. はじめに	1
2. 水道事業の概要	1
水道事業のあゆみ	1
表 1 ー龍郷町荒波地区統合簡易水道事業の概要図	1
3. 浄水場のあらましと給水状況	2
表 2 ー令和 5 年度龍郷町水道事業の給水状況	2
表 3 ー浄水場施設の概要	2
4. 表 4 ー給 水 経 路	3
水道設備遠方監視制御 (M s y s N e t) システムの概要	3
表 5 ー龍郷町水道設備遠方監視制御システム図	3
施設フロー図	
5. 浄水場、配水池の維持管理	4
6. 水 質 検 査 計 画	4
(1) 検査の基本方針	4
(2) 検査項目及び検査頻度	4
(3) 検査採水地点	5
(4) 臨時の水質検査	5
(5) 水質検査の方法と委託する内容	6
(6) 水質管理において留意する事項	6
7. 検査計画及び結果の公表方法とお客様の声	7
8. 水質事故・濁水への対応	8
表 6 ー 1 日 1 回行う水質検査	8
(別紙) クリプトスポリジウム等予防対策の原水別内訳書	9
表 7・表 8 ー水質検査採水計画	10
表 9 ー水質検査採水計画	11
表 10 ー令和 7 年度水質検査採水計画	12
表 11 ー水質基準項目基準値及び検査結果 (荒波地区)	13
表 12 ー水質基準項目基準値及び検査結果 (龍南地区)	14
表 13 ー水質基準項目基準値及び検査結果 (芦徳地区)	15
水質基準項目の説明	16
水質基準項目の説明	17
9. 各浄水場施設フロー図	

龍郷町水道事業 令和7年度水質検査計画書

1. はじめに

龍郷町においては、厚生労働省令に基づいて、水質検査計画書（水質検査基準項目・採水場所・検査の回数、事業の概要・水道施設の役割等）を作成して公表することになりました。龍郷町水道事業においても、その改正された水質基準にあわせて、町民の皆様により安心してお使いいただけるよう、水質検査計画の見直しを行い、水質検査計画書が作成されております。

令和7年度においても検査項目及び検査頻度、検査採水地点等の評価並びに再点検を行い、新たな水道事業計画の概要等をまとめて、わかりやすい水質検査計画書を作成しました。

2. 水道事業の概要

水道事業のあゆみ

龍郷町の水道事業は、昭和46年から昭和49年頃にかけて、秋名・安木屋場・久場・瀬留・浦・大勝・戸口・赤尾木・芦徳地区の各水道施設を整備し、集落管理していましたが、昭和50年から町が各施設の管理を行うようになりました。

昭和51年から戸口・大勝・浦・瀬留・赤尾木の各施設を統廃合して龍南地区簡易水道事業としてスタートさせ、昭和52年から龍郷・円・嘉渡・秋名地区の水道施設が整備されました。さらに、水道の敷設及び管理を適正かつ合理的にすすめ、水道を計画的に整備して、安全で良質な水道水の安定確保を図ることを目標に、平成10年度から国の認可・補助を受けて整備が進められすでに、芦徳地区・龍南地区においては平成29年度に事業が終了しています。

荒波地区（秋名・嘉渡・円・安木屋場・龍郷・久場）においては、各地区の施設の統廃合を行い効率的な事業経営の一元化を図るという新たな目的が追加され、国の認可・補助を受けて、平成17年度から12年計画で龍郷町荒波地区統合簡易水道事業がスタートし、平成29年度に事業が終了しました。（表1）

平成30年度から既設3地区簡易水道を統合し、創設認可を受け、龍郷町上水道事業として運営を行っています。

龍郷町荒波地区統合簡易水道事業の概要図

表1.

現 在	◇	統合事業終了時点（平成29年度）
秋名浄水場（配水池）		秋名浄水場 秋名配水池→秋名・幾里・嘉渡地区へ 秋名送水ポンプ施設
	◇	円送水ポンプ施設
円	〃	円浄水場（配水池）→円・安木屋場地区へ
龍郷	〃	◇ 龍郷浄水場（配水池）→龍郷・久場地区へ

☆円・龍郷水源が渇水した場合は、秋名浄水場（地下水が豊富）から円・安木屋場・龍郷・久場地区に配水されます。

3. 浄水場のあらましと給水状況

龍南地区水道は、龍南浄水場（表流水・急速ろ過機2基）から戸口・中勝配水池、大勝配水池に、中勝浄水場から浦配水池、中央配水池、赤尾木配水池に、瀬留浄水場から赤尾木配水池にそれぞれ送水されています。

芦徳地区水道は、宇天浄水場から芦徳配水池へ送水されています。

荒波地区水道は、秋名浄水場から秋名配水池・円ポンプ場へ、円ポンプ場から円配水池に、円ポンプ場から龍郷配水池にそれぞれ送水されています。

各ご家庭への給水は、龍南・芦徳・荒波地区水道の各配水池から自然流下方式で各地区のご家庭へ給水しています。

次ページの給水経路―表4をご参照ください。

令和5年度龍郷町水道事業の給水状況

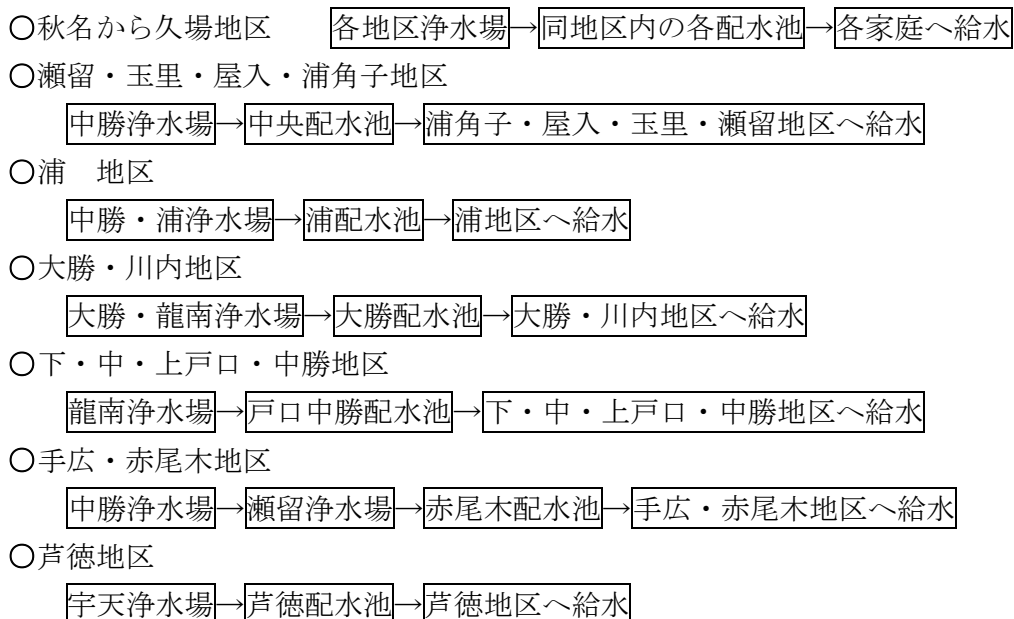
表2.

給水区域面積	24.0 km ²	配水管延長	96,570 m
給水普及率	99.9%	年間総給水量	761,971 m ³
給水人口	5,930	1日最大給水量	2,750 m ³

浄水場施設の概要

表3.

施設名	所在地	水源	浄水処理方式
1.秋名浄水場	龍郷町幾里	地下水	塩素消毒のみ
2.円 浄水場	龍郷町円	円 川	緩速ろ過方式
3.龍郷浄水場	龍郷町龍郷	な つ た 川	急速ろ過方式
4.瀬留浄水場	龍郷町瀬留	地下水	塩素消毒のみ
5.浦 浄水場	龍郷町浦	浦 川	緩速ろ過方式
6.大勝浄水場	龍郷町大勝	大 美 川	緩速ろ過方式
7.中勝浄水場	龍郷町中勝	地下水	塩素消毒のみ
8.龍南浄水場	龍郷町戸口	戸 口 川	急速ろ過方式
9.宇天浄水場	龍郷町芦徳	地下水	塩素消毒のみ



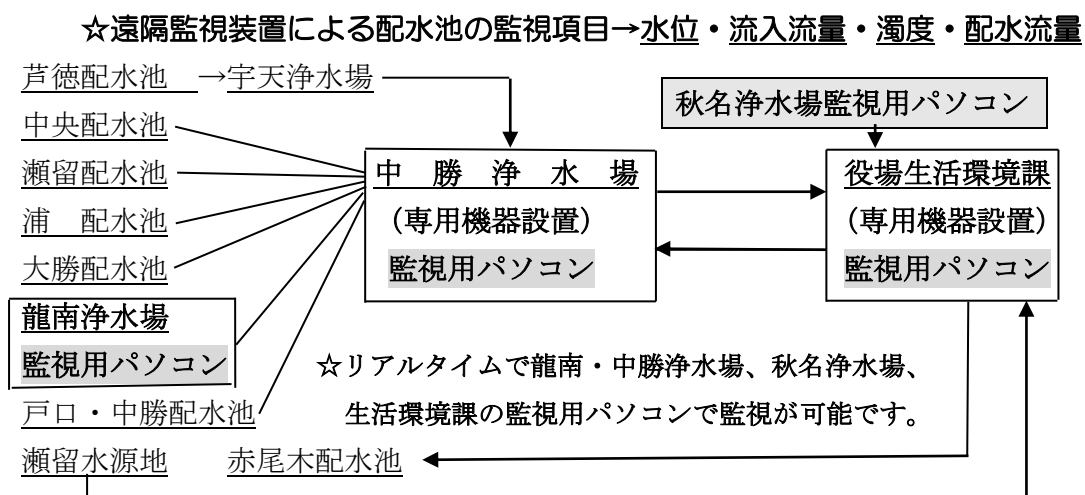
4. 水道設備遠方監視制御（M s y s N e t）システムの概要

水道設備の維持・管理・運営をより効率的に行うために平成11年2月から水道設備遠方監視制御（M s y s N e t）システムを導入しました。

このシステムは、龍南・芦徳・荒波地区水道の各浄水場・配水池に遠方監視するための専用の機器を設置して、各施設の情報を中勝浄水場に集め、その集めた情報をN T Tの専用回線を使って役場まで伝送して、生活環境課内に設置してあるパソコンで監視出来るというシステムです。中勝浄水場・秋名浄水場・龍南浄水場の施設に設置してあるパソコンでも監視することが可能です。そのため、龍南・芦徳・荒波地区の各配水池の水位状況等の実態をリアルタイムで把握できるようになりました。また、町内の各浄水場及び配水池の電気設備の修理・点検は電機専門業者へ依頼しています。

龍郷町水道設備遠方監視制御（M s y s N e t）システム図

表5.



5. 浄水場・配水池の維持管理

町内の浄水場・配水池の維持管理、水道遠隔監視制御（M s y s N e t）を活用しての浄水場・配水池の水位の監視、水質検査のための採水、安全な水道水を安定的に供給していくための塩素管理等及び毎日巡回しての水道水の検査等については、町内の水道施設施工業者に委託しています。

▽主な仕事内容

○毎日の巡回及び点検

各浄水場・配水池－着水量、水の濁り等の有無、ろ過機（池）の運転状況、配水池の水位等

各電器施設－受電の状況（電圧・電流計等による）各機器の運転状況等

配水管－漏水等の状況、残留塩素の測定（採水地点）

○その他の巡回及び保守点検業務

水源地の清掃、非常用発電機の点検及び試験運転、仮設ポンプ等の点検

及び試験運転、水源地帯の巡視、配水池等の清掃、各管のドレン抜き

各管の漏水調査、給水施設等の修理

6. 水 質 検 査 計 画

（1）水質検査の基本方針

①検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（使用者の蛇口の水）に加え、原水は浄水場の入口（着水井）とします。

① 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目 5 1 項目について検査を行う。

③原水検査

消毒副生浄物を除いた 3 9 項目検査を年 1 回行う。

（2）検査項目及び検査頻度

毎日検査－ 1 日 1 回、町内 1 4 ヶ所の給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

毎月検査－ 1 ヶ月に 1 回、町内の代表する 1 1 地点の給水栓において、水質変化の指標となる 9 項目について水質検査を行います。

さらに、臭気原因物質のジェオスミン、2 メチルイソボネオールの 2 項目を藻類の発生時期に附加して検査を行います。

水質基準項目－ 3 カ月に 1 回、町内の代表する 1 1 地点の給水栓において、水質基準項目（省略不可項目 2 3 項目）について水質検査を行います。

原水の検査－ 9 月に消毒副生生物を除いた 39 項目の水質検査を年 1 回以上行います。

指標菌検査－クリプトスポリジウム（病原微生物）の指標である指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を随時行います。

検 査 項 目	検査頻度	採 水 個 所
色・濁り・残留塩素	毎 日	町内 14 カ所の給水栓
水質基準項目 9 項目	月 1 回（別紙）	町内 11 カ所の給水栓
水質基準項目 28 項目	年 2 回（別紙）	町内 11 カ所の給水栓
水質基準項目 51 項目（浄水）	年 2 回	町内 11 カ所の給水栓
水質基準項目 39 項目（原水）	年 1 回以上（別紙）	浄水場入口（着水井）
クリプトスポリジウム等検査	（別紙）	
PFOS 及び PFOA（浄水）	年 1 回	町内 9 カ所の給水栓

（３）検査採水地点

▽給水栓－各配水池系統別に水質基準項目の検査（採水）を実施する末端の給水栓（使用者の蛇口）で採水されます。

※次の 11 地点で採水されます。

龍北中学校、安木屋場地区旧バス停、久場集会場、龍瀬小学校、龍郷町役場、大勝南風ハイツ前共同墓地、龍南浄水場、戸口小学校、赤徳小中学校、芦徳墓地、中勝浄水場

▽毎日の検査場所

秋名小学校、龍北中学校、円小学校、安木屋場地区旧バス停、久場集会場、龍瀬小学校、龍郷町役場、大勝南風ハイツ前共同墓地、中勝浄水場、大野設備、龍南浄水場、戸口小学校、赤徳小中学校、芦徳墓地

▽原 水－水源の水質確認をするため、浄水場入口（着水井）で検査します。

（9 月実施）

（４）臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から取水し、臨時の水質検査を行います。

- A 水源の水質が著しく悪化したとき。
- B 水源に異常があったとき。
- C 水源付近、給水区域及びその周辺等において消火器系感染症が流行しているとき。
- D 浄水過程に異常があったとき。
- E 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- F その他特に必要があると認められるとき。

☆臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに**指標菌、原水、水質基準 51 項目の検査**を実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

（５）水質検査の方法と委託する内容

水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第２０条第３項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視します。

- ① 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。このため本町が加入している（社）日本水道協会は水道版ＧＬＰ（優良試験所基準）を定めましたので、ＧＬＰの考え方を取り入れた体制を導入します。ＧＬＰの考え方を取り入れた信頼性保証システムとしては、ISO17025やISO9000シリーズが定められていますので、飲料水検査においては検査結果を客観的に保証するISO17025認証取得検査機関とします。
- ② 水質基準項目において、すべての項目において自社分析できる検査機関とします。
- ③ 臨時の水質検査において、少なくとも３日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

（６）水質管理において留意する事項

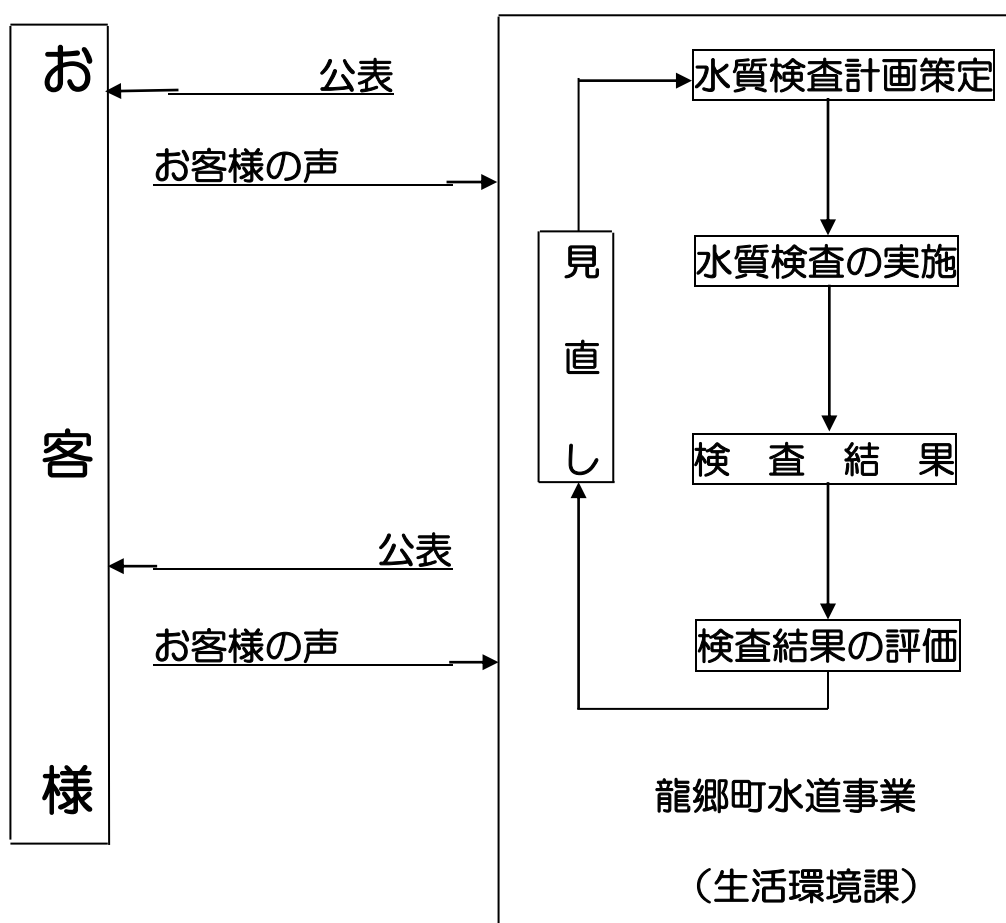
- ① 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。
また、原水に関しても同様の評価を行って、浄水管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施していきます。
- ③ 検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

7. 検査計画及び結果の公表方法とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、龍郷町水道事業では水質検査計画書を役場ホームページ上にて公表いたします。また、これらのことにつきましては、町民の皆様方からご意見をいただき、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図の流れで見直しを行いますので、皆様方のご意見をいただければ幸いです。

水質検査計画策定の概念図



8. 水質事故・渇水への対応

水質汚染事故、地震・台風災害での施設の倒壊による水質汚染、異常気象による渇水等においては、職員相互間の連携を強化し、国・県や近隣市町村との連携の強化も図り、必要な助言を受け、直ちに必要な対策を講じて安全で安心して飲めるおいしい水道水の提供に務めます。

1日1回行う水質検査

表 6

項目 NO	1日1回行う項目検査	評 価	検査計画頻度（回／年）
			給水栓水
1	色	異常なし	3 6 5
2	濁り	異常なし	3 6 5
3	異常な臭味	異常なし	3 6 5
4	消毒の残留効果（残留塩素）	0. 1 m g / l 以上	3 6 5

(別 紙)

クリプトスポリジウム等予防対策の原水別内訳書

事業名	水源地名	種別	レベル	施設整備	検査項目	検査頻度
荒波地区 水道	秋名	地下水	レベル1	済	指標菌	4回/年
	円	表流水	レベル4	済	指標菌 クリプトスポリジウム等	12回/年 4回/年
	龍郷第1	表流水 (ダム)	レベル4	済	指標菌 クリプトスポリジウム等	12回/年 4回/年
	龍郷第2	表流水	レベル4	済	指標菌 クリプトスポリジウム等	12回/年 4回/年
龍南地区 水道	瀬留第1	地下水	レベル3	整備中	指標菌 クリプトスポリジウム等	12回/年 4回/年
	瀬留第2	地下水	レベル3	整備中	指標菌 クリプトスポリジウム等	12回/年 4回/年
	浦	表流水	レベル4	済	指標菌 クリプトスポリジウム等	4回/年 1回/年
	大勝	表流水	レベル4	済	指標菌 クリプトスポリジウム等	4回/年 1回/年
	大勝第2	表流水	レベル4	済	指標菌 クリプトスポリジウム等	4回/年 1回/年
	中勝	地下水	レベル1	済	指標菌	4回/年
	戸口	表流水	レベル4	済	指標菌 クリプトスポリジウム等	4回/年 1回/年
芦徳地区 水道	宇天	地下水	レベル1	済	指標菌	4回/年

指標菌:大腸菌、嫌気性芽胞菌

クリプトスポリジウム等:通常の塩素消毒で死滅しない耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム、ジアルジア)

令和 7 年度水質検査採水計画 (9項目)

表7

水質基準項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計(回)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
3	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
4	有機物 (TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
5	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
6	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
7	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
8	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
9	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12

令和 7 年度水質検査採水計画 (28項目)

表8

水質基準項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計(回)
1	一般細菌	○						○							2
2	大腸菌	○						○							2
3	亜硝酸態窒素	○						○							2
4	シアン化物イオン及び塩化シアン	○						○							2
5	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						○							2
6	フッ素及びその化合物	○						○							2
7	塩素酸	○						○							2
8	クロロ酢酸	○						○							2
9	クロロホルム	○						○							2
10	ジクロロ酢酸	○						○							2
11	ジブロモクロロメタン	○						○							2
12	臭素酸	○						○							2
13	総トリハロメタン	○						○							2
14	トリクロロ酢酸	○						○							2
15	ブロモジクロロメタン	○						○							2
16	ブロモホルム	○						○							2
17	ホルムアルデヒド	○						○							2
18	アルミニウム及びその化合物	○						○							2
19	ナトリウム及びその化合物	○						○							2
20	塩化物イオン	○						○							2
21	カルシウム、マグネシウム (硬度)	○						○							2
22	蒸発残留物	○						○							2
23	有機物 (TOC)	○						○							2
24	pH値	○						○							2
25	味	○						○							2
26	臭気	○						○							2
27	色度	○						○							2
28	濁度	○						○							2

令和7年度水質検査採水計画(39項目)

表9

水質基準項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水(○月)	計(回)
1	一般細菌						○								1
2	大腸菌						○								1
3	カドミウム及びその化合物						○								1
4	水銀及びその化合物						○								1
5	セレン及びその化合物						○								1
6	鉛及びその化合物						○								1
7	ヒ素及びその化合物						○								1
8	六価クロム化合物						○								1
9	亜硝酸態窒素						○								1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン						○								1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○								1
12	フッ素及びその化合物						○								1
13	ホウ素及びその化合物						○								1
14	四塩化炭素						○								1
15	1,4-ジオキサン						○								1
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○								1
17	ジクロロメタン						○								1
18	テトラクロロエチレン						○								1
19	トリクロロエチレン						○								1
20	ベンゼン						○								1
21	亜鉛及びその化合物						○								1
22	アルミニウム及びその化合物						○								1
23	鉄及びその化合物						○								1
24	銅及びその化合物						○								1
25	ナトリウム及びその化合物						○								1
26	マンガン及びその化合物						○								1
27	塩化物イオン						○								1
28	カルシウム、マグネシウム(硬度)						○								1
29	蒸発残留物						○								1
30	陰イオン界面活性剤						○								1
31	ジェオスミン						○								1
32	2-メチルイソボルネオール						○								1
33	非イオン界面活性剤						○								1
34	フェノール類						○								1
35	有機物(TOC)						○								1
36	pH値						○								1
37	臭気						○								1
38	色度						○								1
39	濁度						○								1

令和7年度水質検査採水計画（51項目）

表10

水質基準項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水(○月)	計(回)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(9月)	12
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(9月)	12
3	カドミウム及びその化合物				○						○			○(9月)	2
4	水銀及びその化合物				○						○			○(9月)	2
5	セレン及びその化合物				○						○			○(9月)	2
6	鉛及びその化合物				○						○			○(9月)	2
7	ヒ素及びその化合物				○						○			○(9月)	2
8	六価クロム化合物				○						○			○(9月)	2
9	亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○(9月)	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			○(9月)	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○(9月)	4
12	フッ素及びその化合物	○			○			○			○			○(9月)	4
13	ホウ素及びその化合物				○						○			○(9月)	2
14	四塩化炭素				○						○			○(9月)	2
15	1,4-ジオキサン				○						○			○(9月)	2
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○						○			○(9月)	2
17	ジクロロメタン				○						○			○(9月)	2
18	テトラクロロエチレン				○						○			○(9月)	2
19	トリクロロエチレン				○						○			○(9月)	2
20	ベンゼン				○						○			○(9月)	2
21	塩素酸	○			○			○			○				4
22	クロロ酢酸	○			○			○			○				4
23	クロロホルム	○			○			○			○				4
24	ジクロロ酢酸	○			○			○			○				4
25	ジブロモクロロメタン	○			○			○			○				4
26	臭素酸	○			○			○			○				4
27	総トリハロメタン	○			○			○			○				4
28	トリクロロ酢酸	○			○			○			○				4
29	ブロモジクロロメタン	○			○			○			○				4
30	ブロモホルム	○			○			○			○				4
31	ホルムアルデヒド	○			○			○			○				4
32	亜鉛及びその化合物				○						○			○(9月)	2
33	アルミニウム及びその化合物	○			○			○			○			○(9月)	4
34	鉄及びその化合物				○						○			○(9月)	2
35	銅及びその化合物				○						○			○(9月)	2
36	ナトリウム及びその化合物	○			○			○			○			○(9月)	4
37	マンガン及びその化合物				○						○			○(9月)	2
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(9月)	12
39	カルシウム、マグネシウム（硬度）	○			○			○			○			○(9月)	4
40	蒸発残留物	○			○			○			○			○(9月)	4
41	陰イオン界面活性剤				○						○			○(9月)	2
42	ジェオスミン				○						○			○(9月)	2
43	2-メチルイソボルネオール				○						○			○(9月)	2
44	非イオン界面活性剤				○						○			○(9月)	2
45	フェノール類				○						○			○(9月)	2
46	有機物（TOC）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(9月)	12
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(9月)	12
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(9月)	12
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(9月)	12
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(9月)	12
計（項目）		28	9	9	51	9	9	28	9	9	51	9	9	原 水	

※1

省略不可 9項目

消毒副生成物（4回/年）

原水検査は消毒副生成物（22～30）を除く39項目で検査が実施されます。

※ 原水検査回数は含まれない。

令和7年度水質基準項目・基準値および検査結果(荒波地区全体給水栓の過去3年間の検査結果)

表11

水質基準項目		基準値(mg/l)	過去3年間の 検査結果によ る最大値 (mg/l)	水道法に基 づく検査の回数	検査の省略 水源の状況 や過去の検 査結果から 省略の可否	検査計画 検査実施回 数	設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	—	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12回/年	—	12回/年	※1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4回/年	省略可	2回/年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4回/年	—	4回/年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	※1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4回/年	—	4回/年	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4回/年	省略可	2回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
21	塩素酸	0.6以下	0.40	4回/年	—	4回/年	
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4回/年	—	4回/年	消毒副生成 物であり、 浄水では省 略できない
23	クロロホルム	0.06以下	0.003	4回/年	—	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.006	4回/年	—	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.028	4回/年	—	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	0.002	4回/年	—	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.063	4回/年	—	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.004	4回/年	—	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.014	4回/年	—	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.018	4回/年	—	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4回/年	—	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.03	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04	4回/年	省略不可	4回/年	安全性確認のため
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.02	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	2回/年	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	22	4回/年	省略可	2回/年	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	
38	塩化物イオン	200以下	33	12回/年	—	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	48	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
40	蒸発残留物	500以下	132	4回/年	省略不可	4回/年	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4回/年	省略可	2回/年	薬類が発生 する時期に 検査
42	ジェオスミン ※2	0.00001以下	0.000001未満	発生時1回/月	—	発生時1回/月	
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001以下	0.000001未満	発生時1回/月	—	発生時1回/月	安全性確認のため
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
46	有機物(TOC)	3以下	0.6	12回/年	—	12回/年	※1
47	pH値	5.8～8.6	7.9	12回/年	—	12回/年	
48	味	異常でないこと	異常なし	12回/年	—	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	—	12回/年	
50	色度	5度以下	1未満	12回/年	—	12回/年	
51	濁度	2度以下	0.1未満	12回/年	—	12回/年	

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

令和7年度水質基準項目・基準値および検査結果(龍南地区全体の給水検過去3年間の検査結果)

表12

水質基準項目		基準値(mg/l)	過去3年間の 検査結果によ る最大値 (mg/l)	水道法に基 づく検査の回数	検査の省略	検査計画	
					水源の状況 や過去の検 査結果から 省略の可否	検査実施回 数	設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	—	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12回/年	—	12回/年	※1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4回/年	省略可	2回/年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4回/年	—	4回/年	※1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	4回/年	—	4回/年	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4回/年	省略可	2回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
21	塩素酸	0.6以下	0.38	4回/年	—	4回/年	消毒副生成 物であり、 浄水では省 略できない
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4回/年	—	4回/年	
23	クロロホルム	0.06以下	0.022	4回/年	—	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.011	4回/年	—	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.02	4回/年	—	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.05	4回/年	—	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.012	4回/年	—	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.019	4回/年	—	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.009	4回/年	—	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4回/年	—	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.03	4回/年	省略可	2回/年	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	21	4回/年	省略可	2回/年	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	
38	塩化物イオン	200以下	26	12回/年	—	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	42	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
40	蒸発残留物	500以下	138	4回/年	省略不可	4回/年	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4回/年	省略可	2回/年	薬類が発生 する時期に 検査
42	ジェオスミン ※2	0.00001以下	0.000001未満	発生時1回/月	—	発生時1回/月	
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001以下	0.000001未満	発生時1回/月	—	発生時1回/月	安全性確認のため
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
46	有機物(TOC)	3以下	0.7	12回/年	—	12回/年	※1
47	pH値	5.8～8.6	7.4	12回/年	—	12回/年	
48	味	異常でないこと	異常なし	12回/年	—	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	—	12回/年	
50	色度	5度以下	0.8	12回/年	—	12回/年	
51	濁度	2度以下	0.3	12回/年	—	12回/年	

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

令和7年度水質基準項目・基準値および検査結果(芦徳地区給水栓の過去3年間の検査結果)

表13

水質基準項目		基準値(mg/l)	過去3年間の 検査結果によ る最大値 (mg/l)	水道法に基 づく検査の回数	検査の省略	検査計画	
					水源の状況 や過去の検 査結果から 省略の可否	検査実施回 数	設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	—	12回/年	※1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12回/年	—	12回/年	※1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4回/年	省略可	2回/年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	4回/年	省略可	2回/年	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	4回/年	省略可	2回/年	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4回/年	—	4回/年	※1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	4回/年	—	4回/年	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.22	4回/年	省略不可	4回/年	安全性確認のため
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.04	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4回/年	省略可	2回/年	新規項目
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	2回/年	
21	塩素酸	0.6以下	0.09	4回/年	—	4回/年	消毒副生成 物であり、 浄水では省 略できない
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4回/年	—	4回/年	
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	4回/年	—	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	0.003	4回/年	—	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	4回/年	—	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満	4回/年	—	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4回/年	—	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.02	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4回/年	省略可	2回/年	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	45	4回/年	省略不可	4回/年	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	
38	塩化物イオン	200以下	94	12回/年	—	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	99	4回/年	省略不可	4回/年	安全性確認のため
40	蒸発残留物	500以下	271	4回/年	省略不可	4回/年	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4回/年	省略可	2回/年	薬類が発生 する時期に 検査
42	ジェオスミン ※2	0.00001以下	0.000001未満	発生時1回/月	—	発生時1回/月	
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001以下	0.000001未満	発生時1回/月	—	発生時1回/月	安全性確認のため
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	4回/年	省略可	2回/年	
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4回/年	省略可	2回/年	安全性確認のため
46	有機物(TOC)	3以下	0.3未満	12回/年	—	12回/年	※1
47	pH値	5.8～8.6	7.3	12回/年	—	12回/年	
48	味	異常でないこと	異常なし	12回/年	—	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	—	12回/年	
50	色度	5度以下	1未満	12回/年	—	12回/年	
51	濁度	2度以下	0.1未満	12回/年	—	12回/年	

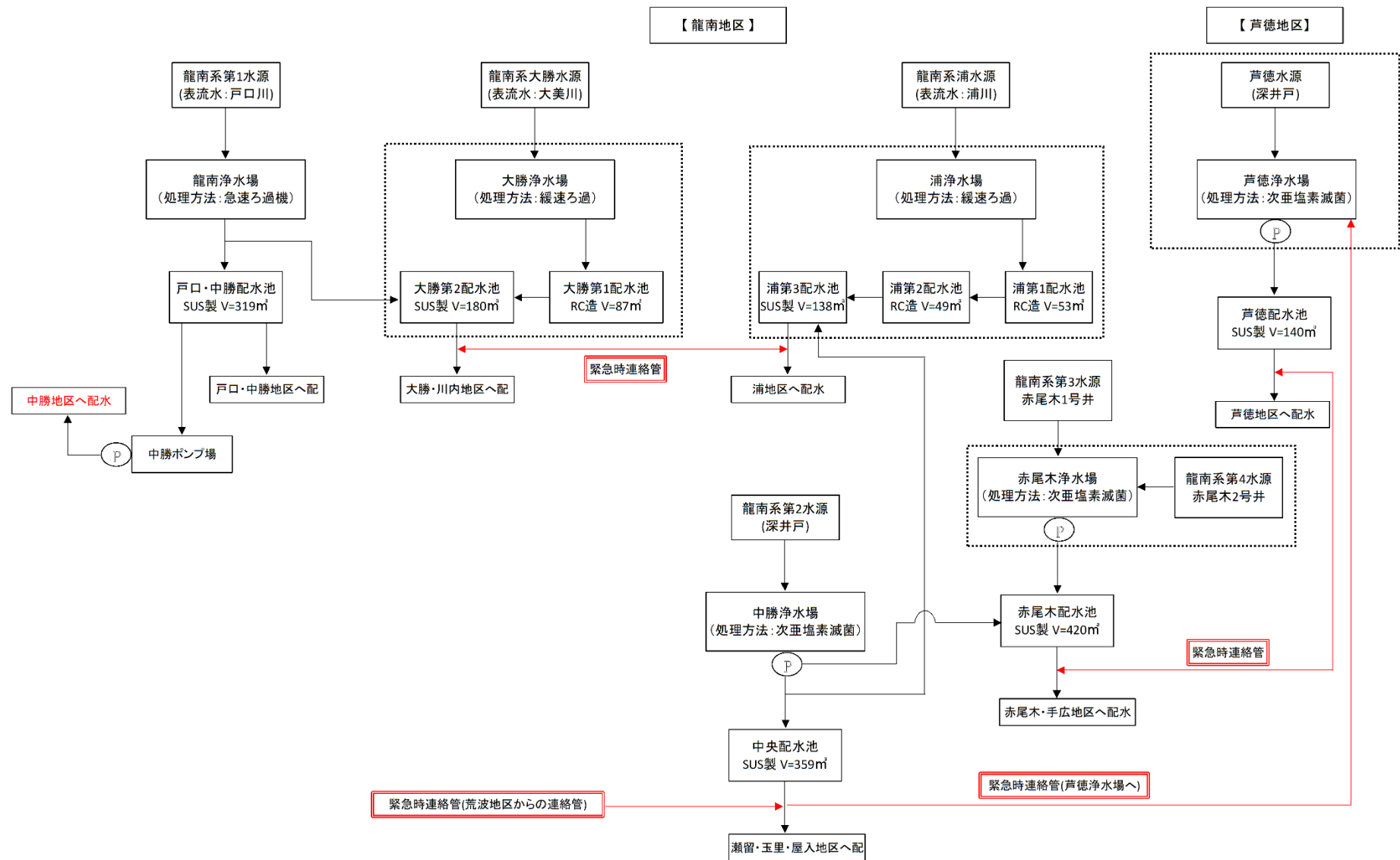
※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

水質基準項目の説明

区分	項 目		基準値 (mg/l)	説 明			
病原生物の指標	1	一般細菌	100個以下	水の一般的清浄度を示す指標です。これが著しく増加した場合にはし尿、下水、排水等による汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。			
	2	大腸菌	検出されないこと	水系感染症の主な病原菌は人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原生物の汚染されている疑いがあります一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。			
無機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	蓄積性の有害物質で、長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイイタイ病の病原物質として知られています。自然界に広く分布。鉱山、工場排水混入のおそれ。			
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水のおそれ。			
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	金属セレンは毒性が少ないが、化合物には猛毒のことが多い。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状をおこします。鉱山や工場排水混入のおそれ。			
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。昔から水道管に使用され溶けにくいといわれていましたが、最近では溶出が問題となっています。			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢性神経症などを起こします。ヒ素による健康被害は、西日本一帯で起きた森永ヒ素ミルク中毒事件が知られています農業、殺虫剤、医薬品、除草剤混入のおそれ。			
	8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	六価のクロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿毒財、などの症状を起こします。鉱山、工場排水混入のおそれ。			
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下				
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐き気、けいれん等を起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水混入のおそれ。			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症（チアノーゼ）を起こすことがあります基準値は2つの合計値です。			
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。			
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。この化合物で、なじみのあるものにホウ酸があります。ホウ酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。工場排水混入のおそれ。			
区分	項 目		基準値 (mg/l)	項 目		基準値 (mg /l)	説 明
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002以下	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂材、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水を汚染する物質で発ガン性があることが知られています。
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	19	トリクロロエチレン	0.01以下	
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	20	ベンゼン	0.01以下	
	17	ジクロロメタン	0.02以下				
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6以下	27	総トリハロメタン	0.1以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロロホルムジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発ガン性があることが知られています。
	22	クロロ酢酸	0.02以下	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	
	23	クロロホルム	0.06以下	29	プロモジクロロメタン	0.03以下	
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	30	プロモホルム	0.09以下	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	
	26	臭素酸	0.01以下				

区分	項 目		基準値 (mg/l)	説 明
色・味	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。他に鉄山、工場排水混入のおそれ。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因になります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。浄水場ではポリ塩化アルミニウムが凝集剤に使用されています。
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因となります。
	35	銅及びその化合物	1.0以下	給水装置などに使用される鋼管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布。水道では次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理に使用されています。
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因となります。基準値を超えると黒く濁る原因となります、主に地質に起因。河川では低層水の溶存酸素が少なくなると底質から溶出してくることもあります。着色原因に。
	38	塩化物イオン	200以下	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。多くは地質に由来。水道中の塩素イオンは凝集剤、消毒剤使用によって増加。
	39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300以下	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いと石鹸の泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は、硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡白な味します。
	40	蒸発残留物	500以下	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦味や渋い味となり、適度にふくまれるとまろやかな味になります。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
臭気	42	ジェオスミン	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。自然環境中には存在せず、微生物が生分解することは困難。セッケン、洗剤、可溶化剤などに使用。
臭気	45	フェノール類	0.005以下	この物質に含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。工場排水、防錆、防腐剤混入のおそれ。
味	46	有機物（TOC）	3以下	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素（TOC）といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プラント類の繁殖の疑い。
基礎的性状	47	pH値	5.8～8.6	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすい。
	48	味	異常でないこと	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるものの他、配管の腐食などに起因することがあります。
	49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することもあります。
	50	色度	5度以下	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因。
	51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内のサビや堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄さび、有機物質などです。給水栓水の濁りは配・給水施設や管の異常を示します。

【No.1 龍郷町上水道事業】 ※破線の囲みは同敷地を表します。



【No.2 龍郷町上水道事業】 ※破線の囲みは同敷地を表します。

